

## 令和4年度第5回小平市国民健康保険運営協議会要録

日 時	令和4年11月9日(水)午後1時15分開会(午後2時55分終了)
場 所	小平市役所5階 505会議室
出席者	会長及び委員13名、計14名(欠席者3名)
議 題	1 小平市国民健康保険条例の一部改正にかかる今後の対応について 2 令和4年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について 3 その他
傍聴者	12名

### [主な質疑等]

#### 議題1 小平市国民健康保険条例の一部改正にかかる今後の対応について

- 委 員 : 1点目、資料2①「令和5年度 小平市国民健康保険税改定率について」の改定率について、諮問時点の5.4%から見直し案では2.8%に変更されているが、改定率を変更しても国民健康保険財政の安定した運営は可能なのか。
- 事務局 : 2点目、法定外繰入金の解消は、国保財政健全化計画どおりに達成できるのか。
- 事務局 : 1点目について、令和4年度の9月までの税収が堅調であることから、運営基金からの取り崩し5,000万円分を補正予算で中止し、その5,000万円と、5,200万円を国保運営基金に積み立て、令和5年度の予算を編成していく。
- 事務局 : 2点目について、令和5年度の事業費納付金が今後示されることから、税収の動きを鑑み、改定率等含めて検討していく。
- 委 員 : 改定率について、諮問時点の5.4%から見直し案では2.8%に変更されているが、具体的な数字の根拠を説明してほしい。
- 事務局 : 前回、3.05%の税率改定が否決されたことがスタート地点にあり、そこから、市民生活への考慮という面で、3%を切る水準に変更した。
- 内訳としては、国民健康保険の根幹となる医療保険分が東京都から示された標準保険料率との乖離が大きいことからそこを改定した。
- 東京都から示される事業費納付金の医療保険分が、来年度は伸びると考えており、単年度の収支均衡を図ることが求められるため、その財源を確保することが、医療保険分を中心に2.8%に改定を行う根幹である。また、赤字解消については改定率2.8%では難しいと考えている。そのため、徴収努力及び保健事業によるインセンティブ確保に努める。

- 委員 : 今回の提案で、議会はとおるのか。
- 事務局 : 最善な改定率を提案して願います。
- 委員 : 法定外繰入金の解消を目指していくことは、将来において安定的な国民健康保険運営を行う上で非常に大切なことであると考えている。税率は低いほうがいいが、皆で支える制度であり、これからの世代に負担を残さないように、今の被保険者の負担、国民健康保険税の税率改定は避けられないことであり、市議会の理解が得られるよう、説明に尽力してほしい。
- 事務局 : 今回、撤回に至った理由として、市民生活へより配慮が必要であるというのが議員の意見であったと受け止めている。しかしながら、国民健康保険の制度を維持していくには財源の確保は重要であり、理解が得られるよう努力していく。
- 会長 : 12月定例会への提案、国民健康保険条例の一部改正については、税率改定以外で予定しているものはあるか。
- 事務局 : 課税限度額の改正及び出産育児一時金の42万円から46万円への増額と大きく合わせて3つの項目で条例改正を行う予定である。
- 会長 : 市議会のホームページに議員提出議案として、令和4年9月30日に「小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」が提出されていたが、どのような内容か。
- 事務局 : 先の3つの項目のうち、出産育児一時金を42万円から46万円へ増額することのみの内容が提案されたものである。
- 会長 : 市長提出議案の場合、予算を伴う条例改正を行う際は財源（補正予算）とセットで提出する必要があると思うが、議員提出議案では予算の裏づけがされていないのではないかと考える。予算の裏づけのない提案がなされていると考えてよいか。
- 事務局 : 議員提出議案において、予算を伴う条例を提出してはいけないという旨の規定はない。ただし、事業の実施と予算は表裏一体のもので、予算が伴わない条例は実行性を期し得ないものであるため、ここは慎重な対応が必要だと考える。
- 会長 : 議員が予算を伴う提案を行う際は予算の裏づけがあるべきと考えるが、市当局との調整はあったのか。
- 事務局 : 議案を提出することについての連絡はあった。また、令和4年度の補正予算の状況は把握していた。令和5年度以降に関しては、財源の調整はなかった。
- 会長 : 財源の裏づけのない提案を行うことは、本当にどうなのかと個人的には思う。
- 委員 : 出産育児一時金について、財源基盤のない国民健康保険で、被用者保険でも42万円のもの为先駆けて、46万円に給付を上げる話は、一般的にはない。
- 事務局 : 令和5年度においては税率改定の中で財源を捻出するというところで、セットで論じていく。

## 議題2 令和4年度小平市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

会 長 : 資料3①「令和4年度 補正予算(第1号)の概要」について、歳入の項目で国民健康保険税が5,000万円プラスされているが、どういった理由か。

事務局 : 大きいところでは、持続化給付金があり、被保険者の収入は当初の予算よりも減収が少なく済んでいる。また、徴収率についても昨年よりも若干伸びている。

委 員 : 出産育児一時金の増額について、大幅な税率改定を前提に賛成している。改定率を引き下げて、最初の案のとおりに出産育児一時金の増額を行うことには疑問がある。

事務局 : 改定率を下げた中で、出産育児一時金の増額を行うことについては議論があった。その中で当初の予算よりも税収が堅調に推移していること、また、国保運営基金も積み立てられる状況であることから、改定率を下げた。

委 員 : 提案することにもう一度、議論できないか。

事務局 : 当初では17年間で3.05%の改定率を7回で解消するスキームで説明してきた。国や東京都より解消年次を短縮するような通知もあり、医療費が増加していく中で、改定率3%は厳しい。インセンティブの確保や徴収率を上げていくなど、様々な工夫をしていく。

委 員 : 出産育児一時金の増額は、将来の税収の増額につながると考えている。未来への投資という意味で、赤字だからやめる問題ではないと思う。

会 長 : ご意見として受けとめさせていただく。

## 議題3 その他

事務局 : その他の議題はございません。

以上